

平成23年第7回小山町議会9月定例会会議録

平成23年9月9日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	2番	湯山 宏一君
	3番	池谷 弘君	4番	高畑 博行君
	5番	桜井 光一君	6番	渡辺 悦郎君
	7番	米山 千晴君	8番	湯山 鉄夫君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 9番 梶 繁美君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	会 計 管 理 者	高木 昇一君
企 画 調 整 課 長	室伏 博行君	総 務 課 長	秋月 千宏君
税 務 課 長	湯山 正敏君	福 祉 課 長	田代 順泰君
住 民 課 長	岩田 英信君	健 康 課 長	羽佐田 武君
生 活 環 境 課 長	高橋 裕司君	防 災 室 長	鈴木 陽一君
建 設 課 長	鈴木 哲夫君	農 林 課 長	池谷 和則君
商 工 観 光 課 長	遠藤 一宏君	都 市 整 備 課 長	小野 克俊君
上 下 水 道 課 長	吉川 保利君	学 校 教 育 課 長	小野 学君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	岩田 芳和君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君

会議録署名議員 7番 米山 千晴君 8番 湯山 鉄夫君

散 会 午後1時49分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

4番 高畑博行君

1. 核兵器廃絶平和都市宣言について
2. 幼保一元化（一体化）・きたごう学園について

10番 池谷洋子君

1. 「被災者支援システム」の導入について
2. 災害弱者に配慮した「福祉避難所」について

2番 湯山宏一君

1. 小山町制施行100周年の記念事業について
2. 豊門会館・西洋館の保存に対する取り組みについて

3番 池谷 弘君

1. 鳥獣による農林業に係る被害防止対策について
2. 行政と各種団体で実施している「ハイキング」の協働について

5番 桜井光一君

1. 町制施行100周年イベントについて

8番 湯山鉄夫君

1. 災害復旧の進捗状況について
2. 旧新宿区足柄学園跡地の土地利用について

6番 渡辺悦郎君

危機管理

1. 東日本大震災関係
2. 22年度台風9号災害関係

11番 込山恒広君

1. 小山町の企業誘致とその優遇策について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告します。梶 繁美君は、本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は12名です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 一般質問

○議長（真田 勝君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、通告順により、順次発言を許します。

はじめに、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 議長にお伺いします。本日の私の通告質問は、町長及び教育長に対して答弁を求めるものでありますので、別々に分けて質問したいので、許可をお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 別々に分けて質問することについて、許可します。

○4番（高畑博行君） それでは、まず、核兵器廃絶平和都市宣言についての質問をさせていただきます。

本年7月現在、静岡県下で宣言を行っている自治体は1県20市7町であり、宣言をしていない市や町はわずか8つしかありません。小山町はその一つです。しかも、沼駿地区では裾野市と小山町の2自治体だけです。言うなれば、取り残された自治体です。

県内での平和都市宣言の歴史は、1984年、昭和59年に富士宮市と東伊豆町が宣言したのが一番古く、お隣の御殿場市も、今から8年前の2003年、平成15年に行い、静岡県も昨年宣言をしております。

広島、長崎、そして我が静岡県焼津市の第五福竜丸がビキニ環礁で被爆した、世界で唯一の被爆国日本で、全世界、あらゆる国の核兵器の廃絶を求め、世界の恒久平和を願う気持ちは尊いものであり、すべての自治体が、全世界の核兵器廃絶に向けてアピールする意義は大きいものと認識しております。

昨年5月に国連本部で開催されたNPT、核不拡散条約において、全会一致で採択された最終文書でも、地球上のすべての核保有国に対して、核兵器廃絶を訴える具体的な取り組みをすることが合意されました。アメリカのオバマ大統領も具体的な核軍縮に向けた意思表示も示しています。

日本の一地方自治体が平和宣言をするぐらいで、どの程度世界平和に向けて力になるのか、疑

問視する向きもありますが、私たち一町民としても、自分たちが暮らす小山町が世界平和に向けてきちんと意思表示をする意義は、極めて大きいと考えます。

しかも、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故以来、核に対する国民的関心も極めて高い今、核兵器廃絶平和都市宣言を行うには、絶好のタイミングと考えます。

本来、この種の提案は、議員提案として提出すべき内容かとも思いますが、お隣の御殿場市では、長田開蔵前市長が平成3年12月定例会初日に市長提案で提出し、賛成多数で採択されました。

その市長発言を見ると、「イラク戦争をはじめとして、核兵器保有問題が大きく報じられており、世界では今なお人類の生存と平和に大きな脅威をもたらす状況が続いております。悲惨な戦争が二度と繰り返されることのないように訴え続けることが私たちの使命」と強調し、昨年実施した市民意識調査でも、宣言採択に意義があるが77.7%だった結果も示して、核兵器廃絶と恒久平和を希求する本市市民の総意として宣言を行うことを提案したわけです。

当時、この長田開蔵市長の市長提案は、市長自ら平和を希求する見識を示したものとして、各方面から高く評価されました。全県下で見ても、約半数が議員発議、その他は住民による請願や自治体の首長などの提案で宣言がなされています。

昨年、静岡県も「核兵器のない地球を目指すふじのくに静岡県平和宣言」を3月1日に行いました。込山町長も当時の県議会議員として、この決議にかかわってきているわけで、込山町長にとっても、世界の恒久平和を願うお気持ちに変わりはないものと思います。

来年、我が小山町は町制100周年を迎えますが、それを機に、小山町として核兵器廃絶平和都市宣言を行い、日本、いや全世界に平和を希求する我が小山町の意味表明をし、広くアピールしたらどうでしょうか。

実際、自治体の長御自身の提案による宣言をした市や町も相当数あるわけですから、ぜひ我が小山町としても、広く町民の意識調査を行ったり、議会の意見も聞いたり、今後設置される小山町施行100周年実行委員会の審議も経ながら、平和宣言をするように一歩踏み出していきたいのですが、それに対しての町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

はじめに、核兵器廃絶平和都市宣言についてであります。

核兵器廃絶平和都市宣言につきましては、現在の日本国憲法における三大原則の一つである平和主義を根幹に据えているものであり、議員御承知のとおり、非核三原則の遵守と核兵器の廃絶を求めるとともに、世界の恒久平和を願うものとして、静岡県でも昨年3月1日に宣言をしています。

また、静岡県における各自治体の核兵器廃絶平和都市宣言への取り組み状況としましては、昭和34年の三島市議会提案による三島市の宣言を皮切りに、最近では県の宣言等を経て、今年3月15日に浜松市で議会提案された宣言が決議されたところでもあります。

その結果、議員御指摘のとおり、静岡県下で核兵器廃絶平和都市宣言を行っている市町は、現在20市7町であります。一方、未宣言市町は3市5町で、東部地区では裾野市と小山町となっております。

核戦争による人類絶滅の危機から住民一人一人の生命や暮らし、また豊かな自然環境などの貴重な財産を、現在及び未来永劫守り続けていくという全世界的な取り組みの中で、住民のために世界恒久平和の実現に寄与することは、町だけでなく、国際交流都市としての見地からも町にとって重要な課題であります。

以上を踏まえましても、核兵器廃絶平和都市宣言の必要性は十分に認識しております。

来年度は、議員御指摘のとおり、町制施行100周年を迎える記念すべき年であります。町制施行70周年を記念し、ゆたかな町づくりのために小山町民憲章が制定されてから30年がたとうとしております。また、平和都市宣言を行った静岡県下の各自治体においても、14の自治体が議会提案により宣言を議決してきた経緯もございます。議会でも御協議いただき、町としても検討させていただき所存でございます。以上でございます。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○4番（高畑博行君） 次の質問がありますので、平和都市宣言についての再質問はいたしません。ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。

次に、幼保一元化（一体化）・きたごう学園についての質問をさせていただきます。

議会全員協議会を通じて、我々議員にも明らかにされたきたごう保育園園舎の耐震化と、それに伴う幼保一元化（一体化）についての計画についてですが、小山町幼保一元化検討会の報告や、きたごう保育園・北郷幼稚園に関するアンケート調査の調査結果も詳細に読ませていただきました。

ところが、この検討会が、昨年12月に出した検討結果からわずか半年しかたっていない今年7月27日、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」が正式決定した「中間取りまとめ」では、幼稚園と保育所の一体化は大きく後退し、幼稚園、幼保一体化総合施設、乳児保育所のそれぞれの施設が存続する形に変更する結果となりました。

政府は、当初、全国で2万6,000人もいるといわれる待機児童を解消し、質の高い教育と保育を提供するために、幼稚園と保育園の垣根を取り払って「こども園」としてすべて一体化する方針でした。しかし、負担増が予想される幼稚園関係者をはじめ、保護者や学者、研究者、幼児教育・保育担当当事者などの猛烈な反対を受け、幼稚園の存続を容認し、突然こども園の概念を変更せざるを得なかったわけです。

また、政府は新システム移行に向けて、2012年の通常国会への関連法案提出、2013年度からの段階的な運用を目指すとしていますが、財源として社会保障と税の一体改革による消費税引き上げを前提としているため、新システムの実現は不透明な状態です。

国がこのように右往左往しており、到底2013年、平成25年の新システム実施がおぼつかない状

態の今、幸か不幸か、時を同じくして、我が小山町のきたごう学園開設となるわけです。

しかも、政府が構想している新システムにはさまざまな問題点が横たわっています。限られた質問時間内では、その詳細について一つ一つ取り上げることはできませんが、問題点の幾つかを明らかにしたいと思います。

最大の問題点は、公的な保育所・幼稚園を実質的に消滅させ、保育所・幼稚園を企業等が運営できるサービス業に変えてしまうという点です。保育所が児童福祉法に基づいた児童福祉施設であり、幼稚園が学校教育法に基づいた学校教育施設であることは言うまでもないわけですが、新システムは厚生労働省でも文部科学省でもない別の所管、例えば内閣府で担当することになるようです。児童福祉法24条に示されるように、政府や自治体が負うべき幼児教育・保育の責任義務を放棄する教育・福祉の歴史的な大問題であると言わざるを得ません。

また、一つ一つの具体的な問題を挙げるとすれば、今までのように行政窓口を通すのではなく、保護者が園に直接申し込む直接契約制へ移行する点。保育料が、今現在の保護者の所得ごとに保育料が変わる応能負担から、所得に関係なく保育料が一律な応益負担となり、さらに全国一律の公定価格は定めるものの、各園ごとの実費・上乘せ分徴収は可能になり、別料金によるオプション保育も可能になり、保育料設定が大いに心配な問題点としてクローズアップしている点。園の設置・運営が認可制から指定制に変わり、新システムでは企業・NPO法人を含め、だれでも子ども園を設置・運営できるために、営利目的で算入してくる懸念が大いにある点。保育士・幼稚園教諭の資格免許の問題。保育士や教諭の激務による労働条件の悪化のおそれの問題。障害児や虐待を受けた子どもが、今まで同様保育・教育を受けられるのかという問題。多様化したサービスを提供するという新システムは、保護者の経済力の差によって、逆にさまざまな格差を生む結果になる心配がある問題。コストがかかるゼロ歳から2歳児保育が敬遠されがちになり、小規模保育サービスの託児化が増えるだろうという問題。このシステムで本当に待機児童解決ができるのかという問題など、問題点は本当に山積みです。

認可制から指定制に変わる点や、企業等がどんどん保育所・幼稚園経営に算入してくることを考えると、例えば経営が芳しくないから、「はい、やめた」と、もし園を勝手に閉じたらどうなるでしょう。明日からその園を追い出された園児は、どこへ行けばいいのでしょうか。これらの不安や心配に対して、新システムの中身は、その詳細までまだきちんと触れていません。

しかも、日本の未就学児の保育・教育をどうするのかという極めて重要な問題なのにもかかわらず、多くの抱える課題の解決に向けた国民的議論が十分なされないまま、政府中央レベルで制度づくりに向けた検討がひとり歩きしている点や、保育所関係者・幼稚園関係者や園児の保護者ですら新システムについて十分認識されていない点も大きな問題です。

町長は先月、多くの関係者を伴って岡山、島根の子ども園を3施設視察してこられました。教育部長・課長も随行されたようです。

私は、昨年12月に示された検討会より、一歩進んだ子ども園づくりの方向、一体化どころか一

元化にかじが切られるのではないかと大変懸念しております。きたごう保育園・北郷幼稚園に関するアンケート結果からも、現在の保育園・幼稚園自体に83%もの保護者が満足していますが、幼保一元化に対して、幼稚園児の保護者に至っては、45%もの保護者が否定的な考えでいたり、大多数は、何とも言えない、わからないという保護者が圧倒的多数いるわけで、きたごう学園のハード・ソフト面の設計については、とりわけ慎重にやっていかなくてはならないと私は考えます。

国も新システムの落ちつけどころで右往左往している現在、我が町のきたごう学園の青写真づくりは、検討会の結論で終わりではなく、もっともっと町民、特に北郷地区の園児を抱える保護者の皆さんの考えを反映させ、議論を深めていく必要性を感じています。

本来、保育園と幼稚園の特徴は大きく異なり、園児の生活も似ているようで、細かく見ると、その違いは大きいです。保護者のニーズも異なります。ですから、同じ年ごろの子どもなんだから一緒にしても問題はないだろうと簡単にひとくくりする安易な考えは、余りにも乱暴で通用しません。

当面は、検討会が出した回答に沿って緩やかなスタートをし、幼稚園・保育園別々の経営をする中で、政府やほかの市や町の動向も見ながら研修を深め、幼稚園・保育園で協力協働できるセクションや、共通する指導内容を探りながら進んでいく方が、慌てて一元化に移行して問題点を大きくするよりいいのではないかと思います。

そういった前提に立って、1番、町は検討会の計画案に沿って、きたごう学園の施設や制度設計を考えているのか。それとも、もっと踏み込んだ形で幼保一元化を進めようと考えているのか。2番、政府が進めようとしている新システムには多くの問題点があり、公的保育・教育の現状から考えて、そう簡単に制度改革には進まない、私は考えますが、新システムに対して、町はどのような認識を持っておられるか。この2点について、教育長に質問いたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 高畑議員にお答えいたします。

幼保一元化（一体化）についてのうち、きたごう学園の施設や制度設計についてであります。小山町幼保一元化検討委員会が昨年12月に策定しましたきたごう保育園園舎の耐震化計画案と、この計画案に対する小山町教育環境懇談会からの意見書につきまして、本年6月15日に開催されました議会全員協議会におきまして議員の皆様には御報告しており、現段階におきましては、この計画案を基本において、きたごう保育園園舎の耐震化を進めているところであります。

しかし、小山町教育環境懇談会からの報告では、この計画案は総体的に妥当であるという意見をいただいておりますが、幾つかの検討事項や課題も示されております。

そこで、町長が8月17・18日に岡山県真庭市の「落合こども園」と島根県松江市の「幼保園のぎ」と「出雲郷幼児園」の幼保一元化施設3園を視察してこられました。町長からその様子を伺いましたところ、今回視察した3園に共通している点は、4歳児、5歳児については保育園児と

幼稚園児を同じクラスと一緒に保育していたということです。また、3歳児以下の保育は、各園の実情に合わせた形態になっているということです。

また一番気になっている保育園児と幼稚園児と一緒に保育することで、何か問題があるかということですが、いずれの園でも異口同音に、大人が心配しているよりも子どもたちには順応性があるので大丈夫、子どもも保護者も落ちついていきますよという返事が返ってきたということです。

議員の皆様が10月に島根県内の幼保一元化施設を視察すると聞いておりますし、本年6月には町内保育園の保護者会の役員さんが西伊豆町の幼保一元化施設を行っている「仁科保育園」を視察しております。また、10月には幼稚園のPTA連合会の役員さんにも同じような園の視察を予定しております。皆様の視察が終わったところで、議会、保護者、地域の皆様方の御意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て新システムについてであります。次世代育成支援のための新たな仕組みである子ども・子育て新システムについて、政府関係者をはじめ、労使団体、保育団体、幼稚園団体、地方公共団体、有識者などで組織する内閣府の子ども・子育て新システム検討会議グループは、基本制度ワーキングチームでの議論を踏まえ、幼保一元化に向けて、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設の創設などを主な柱とする子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめを行ったところであります。

この総合施設は、幼稚園の教育機能と保育所の保育機能の融合を考えたもので、幼稚園と保育所の壁を乗り越え、両者の共通部分を可能な範囲に広げ、その教育・保育内容を一つにするという考えであります。

しかし、議員の御指摘のとおり、この新システムに関しては、幾つかの課題・問題点があると思われまます。例えば、そのシステムに係る財源確保の問題です。また、総合施設の管轄は内閣府ですが、その所在もまだ確定されていない状態です。

さらに、今回の中間とりまとめは、「今後検討する」という言葉が多くあり、さまざまな面において十分な協議がなされているとは言いがたく、あいまいさが残り、平成25年からスタートするという新システムが目指す姿が、現状でははっきり見えてこないというのが私の感じているところであります。

したがって、今後は最終報告に向けて十分な議論が尽くされ、次世代を担うすべての子どもたちのすこやかな成長と、子育てをするすべての家庭をしっかり支援することができる盤石なシステムが創設されることを期待するところであります。以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。

○4番（高畑博行君） 教育長の答弁に対して、再質問をいたします。

私の質問に対して、さまざまな今後の視察も経て、検討を加えていきたいというふうな御回答でありましたけれども、保護者アンケートからも、何とも言えない、わからないとする意見も大変多く、多分保護者の皆さんにとっても、幼保一元化（一体化）は実感として、まだとらえ切れ



ていないのだろうというふうに思います。

さらに、わずか3回の検討会の検討結果で方向づけをしていいのか、保護者の不安や不理解もあり、問題の本質がまだ解決されていないのならなおさら、行政主導だけでこの問題を進めるのではなく、まだ運用・ソフト面の検討の余地はあるはずですから、もっと広く意見を聞きながら、慎重に進める必要はないのでしょうか。

報告書の中には、早急な結論を出さず、教諭や保育士の意見を取り入れながら、十分な時間をかけて検討されたいとか、計画案について、保護者への説明会を開催するなど、保護者の意見を聞く機会を設けられたいという附帯意見もあります。

幼保同一カリキュラムはどの程度までやるのか。保育料の値上げはどの程度考えているのか。給食のサービスはどうなるのか。長時間利用児と短時間利用児の心理面の分析とケアは十分考えているのか。教諭と保育士の勤務はどうなるのかなど、町民、とりわけ北郷地区の住民に対する丁寧な説明責任は避けられません。

教育長の御答弁の中に、視察してきた各園、認定こども園を中心だろうと思うんですけども、子どもたちの生活、特に問題はなかった、うまくやっているという御回答がありましたけれども、NHKが特集を組んだ番組では、大変多くの問題を抱えているこども園の実態を放映していました。ですから、うまくいっている園だけ見て、いいだろうというのは、非常に冒険だろうというふうに思います。なかなかうまくいっていない現実、それもとらえながら分析していく必要は大いにあるだろうというふうに思います。

そういう点から考えますと、今年と来年の2年間の間に、今後の予定として掲げてある園舎設計委託、地主への依頼、サービス内容等の検討、そして最後に改築工事などの予定のほか、今、教育長も検討する場面を考えていくというふうなお答えがありましたけれども、ぜひ町民や北郷区民とコンセンサスをとる具体的対話の機会を、何度か設定する努力をすべきと考えますけれども、いかがでしょうか。再質問をさせていただきます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 高畑議員にお答えいたします。

園舎の設計の段階ですが、今、とにかくきたごう保育園の耐震化については非常に問題があるということですので、これはできるだけ早くしなければならない。それはぜひわかっていたきたいと思います。そして、その後の運営のことについては、現在も幼稚園、保育園の園長と打ち合わせをしまして、いろいろな事業の内容、そういったことについてどうするかという話は十分しております。まだ、もちろん時間をかけてやっていくつもりです。それから、保護者の皆様方、また地域の皆様方に、この園をどうするのかということについての説明は、当然何回かやっていきたいと考えております。

○議長（真田 勝君） 次に、10番 池谷洋子君。

○10番（池谷洋子君） 私からは、町の防災対策について2件の質問をさせていただきます。

東日本大震災のつめ跡がまだ生々しく残る中、9月1日、防災の日を迎えました。東日本大震災は、自然災害に対する私たちの考え方を一変させました。大きな災害は、どこか遠くにあるものなどではなく、今ここにあるものであることを思い知らされました。

地震、津波に限らず、昨年9月、小山町を襲った台風、集中豪雨など、日本は災害多発列島であることを私たちはいやが応でも認識しなければなりません。先日の台風12号も、日本各地に甚大な被害をもたらしました。

その上で、今後、被害を最小限にとどめる減災社会をどう築いていくか、今こそ町も備えの総点検を、知恵を絞り、全力で取り組んでいかなければなりません。その観点に立ち、1件目は「被災者支援システム」の導入について伺います。

1995年の阪神淡路大震災の際に、兵庫県西宮市で開発され、災害時の迅速な行政サービスの提供に威力を発揮する被災者支援システムが、東日本大震災後、被災地をはじめ、多くの自治体で導入が進んでいます。震災前に導入した自治体は約220でしたが、震災後、新たにシステムを導入した自治体は、7月25日現在、339と急増しました。

被災者支援システムは、災害発生時に自治体が行う復旧業務や被災者に必要な支援をスムーズに実施することを目的としています。住民基本台帳をもとに、被災者支援に必要な情報を一元管理する被災者台帳を作成、災害発生後に全壊や大規模半壊など、被災状況さえ入力すれば、り災証明書の発行や義援金・支援金の交付、緊急物資や仮設住宅の入退居などの管理がスムーズに行えるようになります。

西宮市は、阪神淡路大震災の直後に、被災者支援に必要となる膨大な行政事務の効率化を目的にシステムを開発、きめ細やかな行政サービスや復旧復興業務に大きな効果を発揮しました。その後、全国の自治体で、災害時に円滑な被災者支援ができるよう改良し、無償で提供、2009年には総務省がシステムのソフトを全国の自治体へ無償配付しました。ただ、システムの導入には、西宮市情報センターが運営する被災者支援システム全国サポートセンターに申請が必要となります。

導入の動きは、東日本大震災の被災地でも急速に広がり、7月11日現在、13市町が稼働させております。例えば、震災後にシステムを導入した宮城県山元町では、り災証明書の発行がスムーズに行われ、申請件数に対する発行件数は約9割に上り、同町の保健福祉課は、「一度情報登録してしまえば、一元管理により義援金の支給などについても再度申請の手続などは要らない。これは行政にとっても住民にとっても助かる」と、その効果を語っています。

また、福島県須賀川市では、震災対応の事務が膨大なために、被災者支援が滞ることを懸念、迅速で包括的なサービスを提供するための体制構築が必要と判断し、4月25日からシステムを導入、6月20日から始まった高速道路無料化の際のり災証明書の発行や義援金の支給などで効果を発揮、また、サポートセンターと緊密に連携し、必要なシステム改修に迅速に応じてもらうことで、より使い勝手のいい運用ができるようになったといます。ただ、システムを稼働させるま

でに時間がかかったことから、「震災前から導入していれば、被災者支援業務はもっとスムーズにできていたはず」と語っています。

今回の震災では、各自治体による災害時の被災者支援のあり方が問われました。平時から被災者支援システムを整えるなど、災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりが急がれます。町も被災者支援システムの1日も早い導入、活用を推進すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、2件目の災害弱者に配慮した「福祉避難所」について伺います。

高齢者や障害者など、災害時要援護者が一般の避難所で生活することは、想像以上に過酷です。特に障害者は集団生活が難しく、避難所を転々とするケースも少なくありません。また、避難所以外の場所にいる場合は、物資や情報も入りにくく、避難所で行われるような、医師による見回りなどありません。住民相談の中にも、災害時に避難所に行っても、我が子に障害があり、大声や奇声を発して、皆さんに迷惑がかかることを考えると、私たち家族はどこに行ったらよいのかと心配でならない。また、認知症の家族がおり、知らない人がたくさんいる場所で一緒に過ごすことは大変に難しい、どうしたらいいのかなど、災害弱者の家族からの声があります。

福祉避難所は、高齢者や障害者など、災害時要援護者が日常生活上の支援を受けられ、安心して避難できる役割を持ち、施設の安全性が確保され、浴場や給食室など一定の設備を備えるとともに、バリアフリー化や介助員などを配置した施設です。国は福祉避難所の設置、運営に関するガイドラインを定めて、自治体に運営マニュアルの作成を勧めています。小山町とほぼ同じ人口、2万人の森町は、2009年には福祉避難所運営マニュアルを作成、災害時には指定した10か所に職員を配置すると聞いております。

昨日、夕方のテレビ各局の番組で、小山町の豪雨災害から1年という特集を放映しておりました。その中で、込山町長が「大切なのは命です」ということを話されておりました。まさに1人の死傷者も出さなかった昨年の豪雨災害、思い起こせば、私も避難所に駆けつけ、介助を必要とする方がいたことや、駆けつけてくださったお医者さんの存在が、避難された方にはどんなに心強かったか思い出されます。

これからも災害弱者の安全を守るためには、平時からのきめ細やかな対策が必要だと考えます。行政は、福祉施設や医療機関などと連携し、福祉避難所の確保、運営体制の整備を急ぐべきと考えますが、見解を伺います。以上、2件の質問です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

はじめに、「被災者支援システム」の導入についてであります。

本システムは、議員御承知のとおり、平成7年の阪神淡路大震災の直後に兵庫県西宮市で開発された避難所関連、緊急物資管理、復旧・復興関連、仮設住宅管理、犠牲者遺族管理及び倒壊家屋管理の6つのサブシステムからなる震災業務支援のシステムであります。今回の東日本大震災

の被災地においても導入が進み、8月26日現在、全国各地で606の自治体が既に導入済みまたは導入準備をしているものと理解をしております。

町においては、被災者支援システムの導入を検討するに当たり、本システムにはどのような機能があるのか、操作の容易性はどうかなど、試験的に運用したい旨を、当システムを管理する被災者支援サポートセンターに問い合わせたところ、デモンストレーション操作及び本採用した場合に必要なインストールキーの申請が必要であることがわかりました。

このため、申請手続を行ったところ、8月18日付でインストールキーを含めた被災者支援システム利用許可を取得することができました。現在、防災室の職員でデモンストレーション版により、基本的なデータ内容や試験的な検証を行い、使い勝手などの利便性やパソコンの機能などを確認しているところであります。その結果をもって、導入の可否の検討をしてみたいと考えております。

また、導入する場合においては、費用対効果の面から、職員がシステム稼働の業務を行うか、また民間企業に委託をするかなども含めて判断してみたいと考えております。

次に、災害弱者に配慮した「福祉避難所」についてであります。

議員御承知のとおり、福祉避難所とは、災害時に介護の必要な高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、特別の配慮を必要とする方々を一時的に受け入れてケアする施設であり、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定することになっております。施設はバリアフリー化されていて、援護が必要な方の利用に適している施設でなければならないと規定されております。

町の福祉避難所の状況は、協定施設であります徳風園、駿東学園、社団法人須走彰徳山林会所有の須走災害対策センター・須走東対策センターの4施設があります。町の施設である健康福祉会館や総合文化会館につきましては、福祉避難所に適する設備を有しておりますが、他の防災対策機能との併用が予定され、災害時要援護者の専用施設としては使用できないのが現状であります。

しかしながら、東海地震や神奈川県西部地震などの大規模地震が発生した場合には、町内で相当数の災害時要援護者を受け入れなければなりません。議員御指摘のように、専用の調理場や浴場などの設備を有する福祉施設を建設し、避難所とすることは理想的ですが、財政的な問題から、なかなか難しい状況であります。

このため、現状としましては、一次避難所である町内の各小中学校は、すべてではありませんがバリアフリー化の設備を施してありますので、災害時に要援護者の方に、同一施設とはなりますが、一次避難所に一般の避難住民の方と避難していただきたいと考えております。また、避難所内では、災害時要援護者用のスペースの確保のため、一部の教室の開放の指定などの運営上で対応していかざるを得ない状況となっております。

一方、災害時要援護者の受け入れ数の増加の施策として、今年5月に開設されました「平成の

杜」におきましては、現在、デイサービスセンターを建設中でありますので、この施設の開所した段階をもって、新たに協定を締結できるよう、協議を進めております。

また、今回の東日本大震災において、災害時要援護者のケアには専用の食事、適時な入浴、静かな環境など、十分なスペースが必要であることなど、報道されていることは承知をしておりますが、ハード面での対策は時間と多くの経費が必要でありますので、町といたしましては、当分の間、広域避難所及び一次避難所の運営などのソフト面での福祉対策により対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

1件目の被災者支援システムについては、導入の方向性へ向いているという答弁をいただきましたので、早期の導入を推進していただきたいと思っております。

2件目の福祉避難所についてですが、答弁で4施設ほど指定されているようです。そこで、私は、住民の皆さんが身近で安全に避難できる、地域の公民館や集会所、こういう場所を福祉避難所に指定したらと考えます。公民館や集会所は、地区によって大きささまざまとは思いますが、個室があれば、災害弱者の御家族も安心できると思っております。たとえ長期間の滞在でなくても、厳しくても、一時的に身を寄せることができれば、私はそれが理想的だと思います。今後、バリアフリーなど、集会所や公民館が整備できればいいと思っておりますし、またそういう集会所、公民館もあることを伺っております。

東日本大震災では、高台の個人の家が避難所になったケースもありました。将来、そのくらいの覚悟をもって、地域の助け合いも考えていかなければならないときも来るかもしれません。安心な福祉避難所は、最も身近に安全に避難できる場所を指定することも大切なことだと考えます。

再質問は、地域の公民館や集会所なども、福祉避難所に指定できないものかどうか、町の所見を伺います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 再質問にお答えいたします。

町としましては、これから町の防災計画の見直しをやっというところで、既に手がけ始めたところがございます。この中で、全体的な防災計画とあわせて、地区別の防災計画を、これから細部にわたって、地区の方々とお話ししながら詰めていきたいと、こんな考えを持っておりますので、この中で、議員がおっしゃったことについても課題として取り上げて、検討してまいりたいと思っております。よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時09分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 湯山宏一君。

○2番（湯山宏一君） 私は、小山町制施行100周年の記念事業について及び豊門会館・西洋館の保存に対する取り組みについての2点について質問いたします。

最初に、小山町制施行100周年の記念事業について質問します。

小山町は、来年、町制施行100周年の記念すべき年を迎えます。御存じのとおり、小山町は大正元年に六合村と菅沼村が合併して誕生しました。小山町誕生に至るまでの様子をよく物語る資料に、小山町史第4巻「近現代資料編Ⅰ」があります。この資料によれば、小山町が誕生するまで、六合村と菅沼村には実にさまざまな葛藤があり、合併にこぎつけるまでに先人の並々ならぬ御苦労があったことがうかがわれます。

小山町が誕生した当時の時代背景として、一つには明治40年に町村合併推進の指示が郡当局よりありました。もう一つには、完成した富士紡績の1から5工場は六合村と菅沼村との両村にまたがっており、富士紡績としても行政区分は一つの方が望ましいという背景があったためと思われる。

これを受けて、明治41年に六合村と菅沼村は合併に向けて協議を開始しました。このときには町名・駅名ともに富士町・富士駅とする案であったそうであります。このときの折衝では、合併に対する反対や、それに伴う村長の辞任、あるいは新しい町名をどうするかについての確執など、さまざまな課題があり、両村の協議は難航して、まとまりませんでした。

改めて明治45年になって再協議を行い、町名については県より駿河町という提案がありましたが、紆余曲折の末、小山町に決まり、駅名は他に同名の駅名があることから小山駅から駿河駅へと改称されました。駅名はその後、昭和27年に駿河小山駅と改称され、今日に至っています。

ちなみに町会議員は大正元年9月30日に2級選挙を行い、12名が当選し、ついで10月1日に1級選挙を行った結果、12名が当選しました。同年10月12日に第1回小山町会を開き、初代町長には湯山寿介氏が当選し、爾来現町長まで28代を数えるに至っております。

小山町創立記念は大正2年8月1日、静岡県知事・駿東郡長・富士紡績和田専務等の来賓を迎え、関係者が出席して挙行されました。

合併に際しての折衝過程を見ると、乗り越えるべき課題は近年進められた合併問題とほとんど同じ内容のようであり、障害を乗り越えて合併にこぎつけられるかどうかは、時の勢いやあるいは関係者の英知あるいは努力に負うところが多いと痛感いたします。

さて、この100年間で、町にエネルギーのあった時代の一つに、昭和の初期を挙げることができます。この時期は、随所に先人の活躍の跡が見られます。昭和5年には「広報おやま」の前身である「小山町報」が刊行され、このころ金太郎によるまちおこしがありました。現在名、成美小学校の古見一夫校長による著作「坂田金時の研究」や甘露寺の深谷博道住職による著作「金時を語る」などにより、金太郎のふるさは静岡県小山町であると全国的に広まり、認知されたそう

であります。

また、このころ金時音頭ができ、さらには金時公園がオープンし、まちおこしは多いに盛り上がっています。このころ活躍された先人に、私たちは大いに学ぶべきところがあり、これからの100年のまちおこしのために参考にすべき、極めて重要な事例であると考えます。

さて、現在の小山町についてであります。まず昭和30年4月1日に小山町と足柄村が合併しました。足柄村は古くから交通の要衝の地であり、宿場町として栄え、また建武の中興でも有名な歴史と文化のある地区であります。

次に、昭和31年8月1日に北郷村と合併しました。御存じのとおり、北郷は北駿有数の穀倉地帯であり、合併当時はまだ建設されていませんでしたが、ここには後に富士スピードウェイや富士霊園ができます。そして、同年9月30日に須走村との合併が整いました。須走は富士山までの広大な領域を持った地区で、駿河や相模あるいは甲州を結ぶ宿場町として発達し、また、古くから富士山とともに栄えた町であります。

こうして、現在の小山町の姿が整い、このときから既に半世紀が経過しております。

ここまで小山町の成り立ちや町おこしの事例などを概観してまいりました。今日、私たちが小山町で安心して暮らしていけるのは、この1世紀、先人が営々として築き上げてきた努力と情熱と、その時々における適切な判断のたまものであることを、改めて痛感いたします。

私は、これまでの小山町の100周年を振り返り、これからの100年を築き上げるためのエポックとするために、来年度は町制施行100周年にふさわしい記念事業を企画すべきと考えます。内容としては、他市での100周年記念事業を参考にすると、例えば記念式典、シンボル事業、記念イベント、町づくり事業、記念出版と映像事業、広報と宣伝事業などが挙げられます。

その目的とするところは、先人の足跡を尋ね、町の歴史や文化などを改めて見直し、町民の町に対する誇りや一体感を高め、次の100年に向けてメッセージを発信することにあります。静岡県内では、浜松市が今年市制施行100周年を迎え、年度を通してさまざまな催しが行われています。規模こそ違え、この内容は大いに参考にすべきと考えます。

小山町は昨年9月に台風による大災害を受け、その復旧事業に予算がかかるなど、財政的に極めて困難な時期にあります。しかしながら、この記念すべき町制施行100周年に当たり、町を元気にするための契機とするためにも、しかるべき予算措置をして、記念事業を開催すべきと考えます。

そこで、次の点を質問します。

事業規模にもよりますが、100周年記念事業となると、一般的には1年以上前からの準備期間が必要と思います。平成24年まであと半年余りであります。早急に準備態勢を整える必要があると思いますが、町ではどのような事業やイベントを考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、豊門会館・西洋館の保存に対する取り組みについて質問いたします。

御存じのとおり、豊門公園は藤曲に位置する極めて眺望のよい小高い景勝の地に、大正15年に

富士紡績により庭園や建築等の施設が整備されました。公園は、富士紡績の和田豊治社長をはじめとする町の近代化に大きな貢献をした先人を顕彰した地でもあり、歴史的に貴重な施設であります。

公園内にある豊門会館は、大正13年に逝去された和田豊治社長の遺志により、遺族より寄贈された東京・向島の延べ面積126坪の邸宅を、この地に移築したもので、すぐれた近代和風建築として知られています。また、近代和風建築としての意匠・デザインはもとより、素材は選び抜かれた材料が使われています。以上のことから、この建築は全国20指の建築に入ると専門家に指摘されています。ここには、勝海舟や著名な実業家・渋沢栄一の跡も見られます。

西洋館は、豊門青年訓練学校の開校時に建設されたと考えられ、アールデコデザインの建築で有名であります。

これらの建築は、国登録文化財として、第1級の建築的価値があるとされており、小山町の「よって来たるところ」を示す、いわゆる町のアイデンティティーにかかわる存在であるといっても過言ではないと思います。

ところが、最近、木質部をはじめ、腐食が進行しつつあり、このままではやがて朽ち果ててしまうおそれがあります。また、東海地震などで倒壊し、建築物が消滅してしまうことも懸念されます。町のシンボルとして次の世代に引き継ぐべき貴重な財産を、ここで朽ち果てさせたり、あるいは地震等で消滅させたりしては悔いを千載に残すことにもなりかねません。

町の財政需要が厳しいことは、先ほど触れたとおりであります。しかしながら、この貴重な文化遺産を守り、次の世代へ引き継いでいくために借金をしたとしても、次の世代から「じい様たちは何でこんな借金を残してくれたんだ」という批判は出ないものと確信いたします。

そこで、次の点について質問いたします。

- 1 腐食部材の交換などの修繕を早急に実施する計画はありますか。
- 2 建築物の耐震診断は済んでいますか。まだのときは、診断の計画はありますか。
- 3 改修工事を定期的に行っていく計画はありますか。なしのときは、その理由をお聞かせください。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

はじめに、小山町制施行100周年記念事業についてであります。

議員御承知のとおり、小山町は大正元年8月1日に町制を施行し、来年8月に100周年を迎えます。町の歴史については、今さら語るまでもありませんが、明治22年の東海道本線の開通と富士紡績の進出により、急速に発展しつつあった菅沼村と六合村との合併により、小山町が誕生したことに始まります。以来、議員がおっしゃられたように、多くの先人の皆様方の地道な御努力により、農山村であったこの地は目まぐるしい発展を遂げ、現在に至ってまいりました。



こうした1世紀に及ぶ町の歴史を踏まえた上での記念事業の実施であります。現在、記念事業実施に向けた組織について検討しております。検討中の案では、記念事業を実施していく実行委員会を設置し、委員会には町議会、各地区、町内企業や関係団体の代表者等をお願いし、記念事業の審議及び決定並びに調整等を行ってまいりたいと考えております。

また、式典担当や祭り担当等の部会を組織し、各々担当する分野について計画の立案、実施をお願いしたいと考えております。これら組織づくりにつきましては、御相談申し上げながら最終的に人選させていただきますので、御協力をお願い申し上げます。

したがいまして、事業、イベント等の実施につきましては、まず全体的な基本方針について委員会で決定していただき、細かな事業等につきましては、それぞれ部会ごとに議論し、進めていただくようになります。

事業全体の規模についてであります。現時点では明確な数字をお示しできませんが、町の財政面等を勘案しながら検討してまいります。今年度中には各部会ごとに事業を検討し、それに伴う細かな予算を提示していただき、新年度早々には事業が実施できるようにしてまいります。

なお、予算につきましては、平成24年度一般会計当初予算に交付金として計上し、委員会へ一括交付することにより事業を実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、100周年という大きな節目の記念すべき事業でありますので、多くの住民の皆様が心から町の誕生を祝い、ともに喜びを分かち合える意義あるものにするため、あらゆる知恵、アイデアを結集してまいりたいと考えております。

議会の皆様方には、今後、何かと御相談申し上げる機会がございますが、御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

次に、豊門会館・西洋館の保存に対する取り組みについてであります。

議員御承知のとおり、豊門会館は東京向島にあった和田豊治家住宅を移築して、大正14年12月に落成し、西洋館については、当時豊門青年学校として豊門会館の移築と同じ時期に建築された歴史がある建物であります。上質な材料や高い技術によって建築された木造建築物であります。長い年月による老朽化は避けられず、現在では床や建具のひずみなど、幾つかの不具合も生じております。

まず、修繕計画についてであります。現在のところ、計画は考えておりません。建物の維持及び一般開放による施設見学等に支障をきたすような場合には、その都度修繕工事を行っておりますし、今後も、支障が出た場合には、それぞれの対応を実施していきたいと思っております。また、修繕には時代感を損なわない仕上がりが必要であると考えております。

次に、建物の耐震診断ですが、平成19年8月に豊門会館旧和田豊治邸及び西洋館について実施しております。診断結果は、公共建築物として重要度係数を考慮した目標値1.25を大きく下回り、豊門会館旧和田豊治邸は0.19、西洋館は0.40で、建て替えの検討を要する結果が出ております。

次に、改修工事の計画ですが、先ほどの耐震診断の結果から、耐震補強の必要性は十分理解をしておりますが、改修工事では外観の保全、内装には時代感を損なわない仕上がり、さらにはぜいを尽くした建物であるため、材料の選択にも配慮を要するなど、通常の改修工事に比べて多額の工事費が必要となるだけでなく、内装に施されているしっくいなど、今の技術では復元が困難な箇所もあります。また、現在の豊門会館及び西洋館の使用形態は、日常的に人が生活する施設ではなく、限られた時間内での施設見学など、スポット的な使用形態であることなどの状況を勘案して、今のところ、改修工事の計画は考えておりません。

しかしながら、建物の保全、次世代への文化的財産の引き継ぎを考えますと、議員御指摘の腐食した部材の交換や修繕、施設の保全を目的とした耐震性や安全性を高める改修工事は重要な課題だと認識をしておりますので、今後は建物の保全方法、利活用の方法について、専門家の意見を伺いながら、もう少し時間をかけて検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。

○2番（湯山宏一君） 再質問をさせていただきます。2点ほどございます。

まず最初は、西洋館の建物の外観でございますけれども、特に西側ですね、西側は壁に、いわゆる洋式の下見板というんですか、あの板にペンキが塗ってございますけれども、一部板が脱落したりですね、あるいはもう本当に腐食しているところがあります。もう、このままだとあと半年もすると、ちょっと、もっとひどくなるなという感じがするところもございますけれども、特に西側です。応急処置が必要かと思いますが、いかがでございましょうか。

それから、あと、これからの計画で、豊門会館をどうしていくかということについてであります。町の予算だけでは、これは多額の予算もかかるわけでございまして、なかなか難しい面もあるかと思えます。そこで、例えば広く一般から基金を募るなどして、知恵を絞って費用を調達する方法もあるのではないかと。あるいは、維持管理、メンテナンスについては、今もやっていますけど、ボランティアを活用するという方法もあるかと思えますけれども、お考えはいかがでございましょうか。以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員に再答弁をいたします。

1番目でございますが、西洋館が、今、朽ちていると、このようなお話がございました。現状を見て、対処すべきであれば、早急に対処させていただきたいと思えます。

2点目でございますが、運営についての基金あるいはボランティアというようなお話がございました。これらについても、今後の課題として検討してまいりたいと思えます。以上でございます。

○経済建設部長（後藤栄一君） 先ほどの御質問の中の、西洋館西側の板が脱落ということでございましたが、こちらの方につきましては、既に業者の方に手配済みということで、御了承いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、3番 池谷 弘君。

○3番（池谷 弘君） 本日は、2件の質問をさせていただきます。

1件目は鳥獣による農林業に係る被害防止対策についてであります。

イノシシ、シカ等による鳥獣被害は小山町全域にわたり、被害額も年々増加し、農業被害はもとより、樹木の食害による枯死も発生し、農林業の営みに大きな影響を与えております。イノシシ、シカは、現在個体数を増やし、里山周辺で多数見ることができます。有力な転作作物である大豆では、葉の食害による茎のみ残り、収穫が皆無のところさえあるような状態になってきており、農業者が生産意欲をなくしてしまったことさえあります。

また、林地に入ると、広葉樹の幹の周囲をかじり、枯死する木も見受けられ、自然を守り育てるために広葉樹の植林をしても葉が食害に遭い、育つことができないこともあります。また、従来は余り被害が遭わなかったごてんばコシヒカリや水かけ菜等の農産物のほかに、ヒノキ等の針葉樹まで食害に遭うようになってきております。水かけ菜は、昨年は鳥害等で作付地の半分が収穫できなかつたところさえあります。

このような中で、今までは被害に遭われた人たちが電さく等で鳥獣の進入防止を図ったり、猟友会の皆様により有害鳥獣の捕獲をしていただけてきました。しかし、被害は広がるばかりでございます。従来は、山にいたけものたちが、山が荒れて里におりてきたと考えられましたが、里山周辺のけもの個体数が爆発的に増えてきていると、現在は言われております。適正な個体数にするためには、もはや個人の力でなく、小山町全体で取り組んでいく必要があると考えます。

小山町においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法が平成20年2月に施行されたことは御承知のことと存じます。私は、この特別措置法の効果を期待するものですが、次の対策を講ずることについて、いかがお考えか、所信をお伺いいたします。

1、どのような被害防止計画を策定するかという点です。従来も部分的に電さくを設けるなどの措置を講じてきましたが、効果は十分に発揮されたとは言えません。特別措置法では、被害防止策の円滑な実施のため、財政の措置も講ずるとしておりますので、どのような防止計画を策定されるか伺います。

2、鳥獣の捕獲、防護さくの設置等、防止施策を適切に実施するために、関係機関や小山町民の協力も必要であると思っておりますので、どのように協力を得ていくのか伺いたいと思っております。

続きまして、2件目、2件目は行政と各種団体で実施している「ハイキング」の協働についてであります。

小山町が元気で活性化した町であるために、小山町民一人一人が健康であり、お互いを思いやる生き方をしていくことが重要であると思っております。町長はマニフェストに、スポーツ・レクリエーション活動の振興を掲げ、また小山町総合計画には、町民との協働を掲げております。私も小山町の財政が厳しい中ですが、町民が自分たちでできることを考え、行政と一緒に活動していけ

ば、小山町がもっと住みやすいすばらしい町になっていくと強く考えております。

現在、小山町の健康課では「おやま健康ウォーキング」、商工観光課では「サンショウバラ鑑賞ハイキング」をそれぞれで実施し、また小山町体育協会では「足柄古道ハイキング」、「富士箱根トレイルハイキング」、四季の旅人の「環境ボランティア」等を実施しております。また、生涯学習課は、町民のためのスポーツ事業全般の活動を行っております。

町内で実施しているハイキングは、それぞれの目的があると思いますが、健康で小山町のよさを知っていただくことが基本にあると考えております。行政や関係団体がそれぞれのノウハウを生かしながら、お互いに協力し合う協働を行うことで、町民や小山町に来ていただける人に、住んでよかった、来てよかったと思っていただけたらと思います。

このように、行政、関係団体の協働を進めていくことが、小山町の活性化のために必要と考えますので、今後、行政各課と関係団体と協働し、ノウハウを生かし、効率的に事業を進めていくことに対して、小山町の対応はどのようなものか、お考えをお伺いしたいと思っております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答え申し上げます。

はじめに、鳥獣による農林業に係る被害防止対策についてのうち、どのような鳥獣被害防止計画を策定するかについてであります。

議員御発言のとおり、鳥獣被害防止特措法が平成20年2月に施行されました。鳥獣被害防止特措法は、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施計画や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲、進入防止さくの設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の策定を推進しております。策定市町村に対しては、補助事業の支援など、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられることとなっております。

そのため、本町では、農業関係者で構成する小山町農業総合推進協議会において、昨年度、猟友会を新たなメンバーに加え、被害防止計画の策定に向け、現在、取り組んでいるところであります。

被害防止計画の内容といたしましては、箱わなや銃器による個体数駆除の取り組みの強化や人材の育成、進入防止さくの設置やえさ場をつくらないなどの農地の管理、さらには鳥獣を引き寄せない周辺環境の整備に、地域が一体となった取り組みの必要性などを盛り込んでおります。

また、町は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、箱わなの購入や柳島地区、棚頭地区での進入防止さくに係る経費について、今議会に補正予算を上程しているところであり、今後スピード感を持って被害防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害防止施策を適切に実施するため、関係機関や小山町民の協力をどのように得ていくのかについてであります。

鳥獣被害の防止対策については、関係機関で構成される小山町農業総合推進協議会を中心に検

討することとなりますが、議員御承知のとおり、鳥獣の行動域に対応した町全域を越えた広域的な取り組みについて検討することも必要であります。

そのため、東部地域有害鳥獣被害対策連絡会や、富士山周辺の4市1町からなる富士山ろく鳥獣被害対策会議などと連携し、意見交換、一斉捕獲の検討などを通じ、被害防止対策に努めてまいります。

また、個々の取り組みではなく、地域が主体となった取り組みが効果的であることから、被害の状況についての情報提供や農地や集落をえさ場としない、鳥獣を引き寄せない取り組みを推進してまいります。

そのためには、県や関係機関の協力のもと、被害地区の住民の皆様とともに被害実態の把握、進入経路の検証、地域の地勢的状況の分析、野生獣の分布等を踏まえ、学習会の開催や地域の課題の明確化を図り、住民主体の対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政と各種団体で実施している「ハイキング」の協働についてであります。

ハイキングやウォーキングは、子どもからお年寄りまで、体力に合わせたコースを設定することで、だれでも気軽に楽しめることから、最近、特に人気のあるスポーツとなっております。町は豊かな自然に恵まれておりますことから、それぞれのハイキングコースを利用し、目的に合ったコースを設定した事業を展開しているところであります。

これらハイキングコースを活用して、健康課では生活習慣病予防や運動習慣の定着等、健康づくりを主目的として、「おやま健康ウォーキング」を実施しております。これは、看護職による血圧測定と参加者自身が脈拍や体調をチェックし、準備体操や整理体操を行えるような講習会を兼ねた内容で、気軽に安全な運動の実践を進めています。さらに、これらの事業に合わせて、ウォーキングボランティアの育成と住民主体の運動教室の運営支援を行っております。

また、商工観光課では、豊かな自然を町民に満喫していただきながら健康増進を図ることと、さらに交流人口の拡大による地域の活性化を目的として、「サンショウバラ鑑賞ツアー」の開催や、今年秋には「紅葉ハイキングツアー」を開催する予定であります。

一方、NPO法人小山町体育協会では、スポーツをより多くの方々に楽しんでもらうことを目的とし、「足柄古道ハイキング」を実施したほか、「富士箱根トレイルハイキング」や「紅葉を観に行こうよ教室」を計画しております。

このように、担当各課等がそれぞれの目的により、ハイキング事業等を開催しておりますことが実情であります。

議員御質問の、行政とNPO等関係団体と協働して、効率的に事業を進めていくことについてであります。国では、スポーツ立国の実現を目指し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画に推進するため、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が本年8月24日に施行されました。その中で、関係者相互の連携及び協働と、野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励について、新たに規定されたところであります。

このようなことから、行政各課間の情報の共有はもちろん、関係各種団体等も含めて、相互に連携を図りながら、それぞれの目的に合う形で協働して事業を進めてまいりたいと考えております。また、これらの各事業が、私が掲げたスポーツ・レクリエーション活動の振興に寄与するものであることから、行政及び関係各種団体等を含め、協議、検討し、一つにはそれぞれの目的別に町民の皆さんが年間を通して選択できるような形にし、さらには協議・検討結果によっては、新たな連携を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、5番 桜井光一君。

○5番（桜井光一君） 私は、町制施行100周年記念イベントについて質問をいたします。

来年の8月1日をもって、町制施行100年という歴史的大きな節目の年を迎えるに当たり、去る9月2日の議会全員協議会において、町制100周年委員会組織についての委員会要綱（案）が提出されましたが、まだ具体案までは至っておりません。今後はプロジェクトチーム、推進部会等を結成し、記念事業を検討していくと思いますが、財政難の折、余り費用をかけずに知恵を絞り、手づくりの記念事業を開催したらと考えます。

私の具体案は、町民体育祭の復活です。途絶えて久しい町民体育祭を復活させ、町民が一堂に集うスポーツイベントを盛大に開催すること。昔の場所は豊門グラウンドでしたが、今では多目的グラウンドが復活のときを待っています。

私の町民体育祭の思い出は、鉢巻きの色が白地にピンクの1本棒の北郷北チームの選手として出場したこと、また、円谷幸吉マラソンランナーと走ったのも今では懐かしい思い出として残っております。この機会に復活させ、今の子どもたちに、よりよい思い出を作りたいのであります。

次に、町の歌の一般募集であります。我が町には町民憲章・町章・町の木・町の花・町の鳥は制定されておりますが、町の歌がないので、これを機に募集をし、老若男女に親しまれ、未来永劫歌い継がれるような町の歌を一般募集したらどうかと考えます。

町の歌があれば、いろいろな行事で歌えて、雰囲気も盛り上がると思います。さらに小学校、中学校、高等学校の音楽の授業で、子どもたちにもしっかりと伝え、子どもから大人が教わればよいと考えます。

私の具体案は、この2点です。同時に、町長の100周年記念イベントの全体像もお伺いいたします。以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 桜井議員にお答えをいたします。

はじめに、町制施行100周年記念イベントについてのうち、町民体育祭の復活についてであります。

議員も御承知のとおり、町民体育大会は、第1回大会が昭和28年10月25日に豊門グラウンドを会場に行われ、地区対抗や職場リレー、未就学児の旗取り競争、体操やダンスなど、競技からレ

クリエーションまで多彩な種目により、4,000人を超える参加者で盛り上がったと聞いております。また、昭和40年には東京オリンピックのマラソンで第3位となった円谷幸吉選手が陸上自衛隊富士学校に籍を置いていたことから、特別出場し、大会を盛り上げたこともありました。しかし、昭和53年の大会を最後に、開催されておられません。

私は、小山町を元気にする「金太郎大作戦」を掲げて、町長に就任いたしました。小山町を金太郎のような元気な町にする一つとして、町民体育祭を復活させ、町民が一堂に会するスポーツイベントを実施したいと考えております。

また、来年は町制施行100周年の記念すべき年であることから、住民を巻き込んだイベントとして盛大に開催すべく、NPO法人小山町体育協会や地区体育振興会等との協働により準備を進めているところであります。

過去に開催されたときと現在では、それぞれ状況は違っているものと思いますが、開催に向けては、各地区の区長さんをはじめ、関係役員の皆さんの協力がなければ実現できませんことから、議員の皆様方におかれましても、御理解御協力をお願いいたします。

次に、町の歌の一般募集についてであります。

議員御指摘のとおり、町には町章、町民憲章、町の木・花・鳥が定められております。このうち、町章につきましては、町のシンボル富士山を図案化したもので、富士、箱根、丹沢の山々に囲まれた緑のオアシスを簡潔に表現し、その中に町民の力強い団結、希望、勇気をあらわしたもので、一般公募により昭和45年1月に制定されたものであります。また、町の木・花・鳥につきましては、昭和57年に木をフジザクラ、花を菜の花、鳥をウグイスとして制定いたしました。また、町民憲章につきましては、町制施行70周年記念にあわせて一般公募し、同じく昭和57年に制定されたものであります。

そこで、町の歌であります。この町にふさわしく、長年にわたり住民に親しまれ、愛されるものであることが必要であります。そして、町の歌が誕生することにより、住民の一体感が強まることや、音楽を通じ、郷土愛がさらにはぐくまれ、また町のイメージアップにつながるなどが、町の歌制定のねらいであろうかと考えております。

仮に歌詞を公募する、住民参加型の制作手順といたしましては、募集要項の作成、町内在住、在勤者への周知、集まった歌詞についての選考委員会の開催、歌詞の決定、プロの作曲家への作曲の依頼、補作詩、アレンジ等を経て完成となります。

先ほど申し上げましたとおり、町の歌は長く住民に愛されなければならないものでありますので、制作には多くの工程と時間を要します。いずれにいたしましても、100周年という記念すべき節目の年でありますので、まずは全体像を早急に描き、議会の皆様方はもとより、住民の皆様方の御意見等をちょうだいしながら検討してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

それでは、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 湯山鉄夫君。

○8番（湯山鉄夫君） まずはじめの質問といたしまして、昨年9月8日発生しました台風9号による災害について、ちょうど1年を経過した今日、その復旧措置等の進捗状況についてお伺いをします。

各地から多くの御支援や御協力をいただきましたことを感謝いたします。支援活動をする中で、小山町頑張れよ、早急復旧を願っているよ、義援金を贈りました、うちの学校では義援金を募集しています、小山の親戚に安否を問い合わせしました等々、見ず知らずの人々から心温かい励ましの言葉をいただき、気遣う心、心配してくれる人の情け、大変うれしく、物心両面からの支援に頭が下がりました。

日本海舞鶴付近から上陸した台風9号が我が町に停滞し、持ってきたエネルギーを消化したような多量の雨を降らせた異常な自然現象は、町民や専門家にも余地なり予測なり、想定は及ばなかった。「まさか台風が我が町に」、現実に起こったのであります。人的被害のなかったことは幸いであります。当日は議会の開会中にもかかわらず、拙速に対策本部を立ち上げた体制、対応に町民や各方面から高く評価されました。

本年3月11日、東北三陸沖で発生した巨大地震、巨大津波、さらに東電福島原子力発電所の崩壊による放射能汚染は、さまざまな分野ではかり知れない被害が発生しています。一瞬にして1万5,000人の人命を失った人的被害、今なお9万人の避難生活は、まさに人間の人生にとって、悲惨、悲劇であります。広範囲にわたる災害状況は、かつての戦争での町の姿が焼け野原と化したと同じように、悲しい状況であります。復旧、復興には相当の年月が想定されます。国を挙げての復興を願います。

また、8月末日から9月の初めにかけて、長時間に及んだ台風12号は、近畿地方から北海道にと、各地に風水害を発生させていました。紀伊半島3県では、豪雨による河川のはんらん等、100人余の人的被害、甚大な風雨災害が発生しました。我が町にも洪水警報が発令されるなど、危機感、緊張感を覚えました。私たちは東日本大震災のり災された皆様、そして紀伊半島豪雨により被災された皆様に頑張ってください、応援をしていますよと、激励と声援の言葉を贈りたいと思います。そして、やがて我が町はおかげさまで立派に復旧しましたと発信をしたいと思います。

それでは、具体的状況について御答弁をお願いいたします。

1、公共道路の災害回復状況について

国道246号線をはじめ、町内主要道路は濁流の浸食により決壊、多量の雨水が道路にあふれる、



道路の基盤部分を崩し、道路を崩壊させた。道路の決壊は通行不可となり、道路は遮断されます。柳島の地域では、道路の寸断により孤立状況が発生した。孤立状態では情報の把握、救援支援活動が不可能となるわけで、今後の災害防止対策上、教訓としなければなりません。

復旧には、ライフラインを優先させるのを前提に、応急措置や復旧が進められ、大方の路線はおかげさまで開通をしています。国道、県道、町道の公共道路の復旧状況は総括的にどこまで進んできたのか。今後、相当の復旧時間を要する路線はあるのか。課題となった路線はなかったか。現在の道路回復状況についてお伺いをします。

## 2、河川護岸、橋の復旧状況について

我が町は三方の山から囲まれ、山から下る谷間のくぼ地が川となり、立木とともに下流に流れた流木は橋を崩壊、流出させ、雨水は山肌を削り、土砂を流し、下流に多量の土砂を堆積させ、濁流は通常の川機能を逸して自然の流れを一挙に破壊をした。きれいな水の流れる須川をはじめ、町内各河川は荒れ狂い、耐えきれず、各所で崩壊した。荒れた河川の被害に対する復旧工事は進展をしていますが、各河川と橋の復旧について、どのような状態になっているかをお聞きします。

## 3、用水路の改修状況について

河川から引水している農業用水の取水池の姿がなくなって消えている様子に、水が破壊する力を痛切に感じました。各用水は数百年の歴史があります。当時築いた先駆者たちは、トンネルを掘り、水路を導き、台地を切り開いた。この御尽力、御恩に改めて敬意を感じるのであります。それぞれの時代の人々によって維持された用水であります。今後100年以上、末代まで用水を守っていかなければなりません。かつてはかんがい用水として、現在は農業用水、生活用水として町民生活を支えている極めて大切な水の供給源であります。決壊した各取水池の復旧を願っています。現在の施行状況、改修状況について説明をお願いします。

## 4、農地の改修状況について

濁流は土砂を運び、橋を流し、護岸を破壊し、流域の農地に多量の土砂を堆積させた。雨水はあぜや土手を壊し、流し、水路を壊した。多くの決壊箇所が発生し、23年度の作物の作付は心配をされました。また、取水口の破壊による送水の不可による断水はやむを得ず、休耕せざるを得なかった水田は、町の農業生産に多大な被害、損害をもたらしたのであります。小規模の農地災害改修について議会からも要望があり、軽減措置を講じられました。こうした農地災害の復旧改修状況についてお尋ねします。

## 5、今後の災害復興の施策について

災害の復旧は進展するも、今後の復興施策の課題は、二度とこうした災害が発生しない、させないようにする対策だと考えます。我が町は風光明媚な町、自然豊かな町である反面、自然の危険性があります。安心安全なまちづくりは、限りない町の課題として常に努力、取り組みは欠かすことができません。自然との共生に山、川、草木を守ることであります。災害を復旧すればこれでよしとならないのであります。災害を契機として、この体験を原点として、ソフト面、ハー

ド面から、新たな復興計画、復興政策、防災対策が不可欠に思います。復興施策についてお答えをお聞かせください。

次に、2といたしまして、旧新宿学園跡地の利用施策についてであります。

現在まで当学園が開校していたとするならば、子どもたちには足柄林間学校に大きく期待を寄せたと思います。かつて新宿区の子どもたちは夏季には急行あさぎりの電車で入れかわり立ちかわり訪れていました。金時山や富士登山やハイキング、歴史の散策にと、夜にはキャンプファイアー、にぎやかな歌声等々、都会の子どもたちには思い出深き足柄を満喫されました。この光景も既になくなり、閉校、廃校となり、10年余が経過をいたしております。

町有地として取得して以来、各首長はそれなりの努力をされました。平成17年、足柄地域再生計画の素案について、地区各種団体、行政とでプランの検討にワークショップを開き、意見交換を重ねました。学園を中心に、都市との人口交流を図る、自然を親しむグリーンツーリズム、農業体験など、種々の案を集約し、計画案の策定に努力しました。足柄地区に新たな夢と希望を与えると期待された計画案も、その姿は見えないのであります。

最前、この学園に対して、ある企業主は、芸術学校用地として取得したいとの情報がありました。これで道が開けるのかなと思考しましたが、何か突然に拒否されたので、当局は困惑する状況にあったという。

平成21年5月、青虎会は学園跡地を利用して、大規模な老人施設構想について、地元説明会の場で発表されました。地元としまして、高齢化社会の進行に鑑み、対策委員会を設置し、協議検討し、要望事項を提出したのでありますが、23年2月、説明会の席上、青虎会より突然辞退、断念する回答でありました。

今や校舎建物は老朽化し、危険にして不衛生な状態にあります。地上4階の建物に体育館、プレハブ倉庫があります。仮に解体するならば、解体後の地下部分の擁壁設置、埋め立てが必要であります。しなければ更地にならない地形になっています。解体費用に造成費用がかさみ、財政上の措置ができなかった。

また、当該地は都市計画による市街化調整区域にて、文教厚生関係での活用は可であります。多用途、多目的の活用は不可というネックがあります。また、進入道路の拡張が開発行為に義務づけられました。公共道路を企業の専用道路として利用するならば、企業責任で行うのは理解されますが、一般公共道路の施設は公的行政において対処すべきものと考えます。

過去、紆余曲折ありました。いつまでも現状のまま放置するは許されません。グラウンド芝の管理も容易ならぬ状況、町の財産であります。負の財産にしてはなりません。今後、このことは町において何よりも勝る最大課題であります。法規制の問題、財政上の関係等と有効的な方策を定め、実行に向けて計画的に措置を図るべきと存じます。

以上、この点について、町長より本件についての所見をお伺いいたします。以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えいたします。

はじめに、災害復旧の進捗状況についてであります。

まず、公共道路の復旧状況についてであります。道路は平成23年8月末現在で28か所中、主要被災箇所である町道足柄三保線を含む24か所が完了しております。未完了工事につきましては、静岡県が須川の災害復旧工事を実施後、小山町が施工する町道1288号線及び本年3月15日の静岡県東部地震により新たに発生した道路災害の復旧工事の進捗に合わせて進めなければならなくなった町道1342号線のそれぞれ2か所であります。完了は平成24年2月末を予定しております。

次に、河川の護岸、橋梁等の復旧状況についてであります。河川は道路と同様に、昨年度中に工事発注を完了し、平成23年8月末現在で32か所中21か所が完了済みであります。現在、施工中の工事は、須走排水路などの11か所であります。橋梁につきましては、平成23年8月末現在で4か所のうち、上野地先の上の山橋の補修1か所が完了済みであります。現在施工中の湯船沢橋架け替え、宮前橋補修を本年12月末までに、下野沢橋架け替えを平成24年2月末までに完成を予定しております。

以上が、町の公共土木施設災害復旧工事の進捗状況であります。道路、河川、橋梁を合わせた全体の64か所における平成23年8月末現在の完成状況は46件、約72%であります。

このほか、静岡県が実施する災害復旧事業として、河川災害32か所、砂防災害15か所、急傾斜災害1か所の合計48か所と、災害関連事業として、野沢川及び須川の2河川があります。工事の発注は本年2月末までにすべてが完了し、平成23年8月末現在では28か所中の工事が完了し、残る20か所についても平成23年度末に、また野沢川については、平成24年の中ごろ、須川については平成24年度末までの完成を目途に整備を進めております。

次に、農地・農業用施設災害の進捗状況であります。被災件数は、農業用施設25件、農地116件の合計141件で、このうち48件の工事を完了いたしました。

用水路の頭首工等についてですが、須川水系と湯船・柳島地区の水系とに分かれており、湯船・柳島地区については今年度中に工事を完了する予定であり、須川については静岡県が進めております河川災害復旧工事と一体に復旧することが不可欠であります。県は平成24年度末に復旧工事の完成を予定しており、頭首工本体工事の完成も同様に平成24年度末になるものと思います。

次に、農地の改修状況についてであります。不作付による農家の減収を最小限にとどめるため、取水可能な農地について優先的に復旧し、大半の農地災害については年度内に完成する見込みとなっております。現在未発注の農地災害につきましては、須川水系であるため、河川災害の復旧工事の影響を受け、復旧完了の時期は平成24年度末ごろと予想しております。小規模農地災害の補助制度については、申請件数87件のうち82件について完了したところであります。

次に、今後の災害復興への施策についてであります。甚大な被害の中、いつときも早く住民の安心と安全を確保することが最大の責務と考え、まずは復旧工事の早期完成を最優先に進めてまいります。

次に、旧新宿区立足柄学園の跡地利用についてであります。

この土地の経緯について、若干説明いたしますと、平成13年度に公共用地先行取得債を財源に、新宿区から3億6,000万円で購入したものであります。当初の計画では、平成19年度に事業債を起こし、償還する予定でしたが、同年度に町の単独財源で償還を行い、この土地の用途が起債の条件に制限されることがなくなったため、現在では普通財産として管理をしております。

現在の状況でございますが、道路を挟んで大きく2つに分けて申し上げますと、建物のある方の部分は元の校舎等が残っており、ほとんど利用することができない状況にあります。一方、グラウンド部分につきましては、平成19年7月に足柄FCとの間で土地使用貸借契約を結び、足柄FCが使用、管理をしております。

この土地を取得してから10年が経過しようとしておりますが、この間、民間企業等から幾つかの利用の申し入れがございました。しかしながら、都市計画法など法規制、経費負担などの課題があり、実現に至っていないことは、議員御指摘のとおりであります。

これらの話の中で、最も具体的に交渉が進められたのは、医療法人社団青虎会の老人福祉施設の計画であります。この計画に対する昨年度までの小山町の姿勢でございますが、町が積極的に誘致するという方針で交渉を進めてきましたが、地権者の同意を得られず、計画は白紙に戻ったと報告を受けております。

さて、私が町長就任後間もなく、当法人から再度、介護老人保健施設整備について、文書をもってお願いがありました。今後、どのように具体的な交渉が進むかは決まっておりますが、小山町の基本的な姿勢として、土地の所有者であるという立場はもちろんのこと、議会、町民の皆様が納得する条件をもって交渉を行っていくつもりであります。もちろん、この姿勢は当法人との交渉だけに限らず、他の民間事業者からの申し入れがあった場合においても変わることはありません。

いずれにいたしましても、現状のまま放置しておくことは、町民に許されないことであります。交渉の経過等につきましては、先般、議会に報告をいたしましたように、必要に応じて適宜させていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、6番 渡辺悦郎君。

○6番（渡辺悦郎君） 本日は、危機管理に関しまして質問させていただきます。

昨年の悪夢から1年が経過しました。そして、今年の3月には東日本大震災が発生し、また今月のはじめには台風12号による和歌山、奈良、三重県におきまして、昨年小山で発生した災害と類似した災害が発生しております。東日本大震災並びに台風12号で被災されました方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、東日本大震災におきまして、小山町をはじめ、全国数多くの支援が実施され、復旧・復興への道筋が見えつつあります。そこで、東日本大震災に関しまして3項目、これを質問させていただきます。

まず最初に、当小山町がこの災害に実施した対応及び支援の実績を伺います。次に、被災者支援として、避難、これは一時避難を含んでおります、その受け入れの対応及び現在に至る実績を伺いたいと思います。この目的は、昨年小山町が経験した災害、これに対して東日本大震災、こちらにどのように対応していったのか。その中で、町民の中で、まだこんな支援ができるんじゃないか、先を見越したための質問でございます。

次に、地震、津波における福島第一、第二原子力発電所メルトダウンに伴う放射能事故関連の質問でございます。特に南足柄市の生茶葉から高濃度の放射能が検出されました。これを機に、近隣市町で放射能に対する不安が報道されましたが、小山町は教育施設等において測定し、町民に広報したことで、幼児・児童等の保護者は安心しているところではありますが、まだまだ予断を許せないのではないかという意見もあります。町の今後の予定・計画等を伺いたいと思います。

次に、昨年被災しました台風9号、この関係でございます。

昨年小山町を襲った台風9号の災害、また先ほど述べましたけれども、東日本大震災、または台風12号の災害を教訓とし、反省を踏まえ、人命を守り、財産を保全するための防災計画の見直しについて当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えいたします。

はじめに、東日本大震災関係についてであります。

まず小山町が実施した対応及び支援実績であります。町は東北地方を支援するため、静岡県の被災地支援災害対策本部の設置を受けて、4月1日に小山町被災地支援対策本部を設置して活動を始めました。基本的な支援といたしましては、県本部からの支援要請に基づき、静岡県への支援の参加と、物的支援として毛布150枚を県に提供いたしました。また、独自の支援活動としては、国体開催地の御縁から、町民の皆様の御協力を得て、宮城県多賀城市へ下着、長靴、ブルーシート、土のうなど、段ボール212箱を送りました。

人的支援といたしましては、静岡県町村会の調整のもと、岩手県の大槌町、山田町を中心に一般職員4名、保健師2名、また小山町社会福祉協議会職員延べ5名を派遣しております。このほかに、小山町消防団第7分団が2回に分けて宮城県多賀城市でボランティア活動を行っております。さらに、個人でのボランティア活動を支援するため、御殿場市と共同してボランティアバスを3回運行いたしました。なお、今議会をお願いをしておりますが、今後3回の運行を予定しております。

そのほかの支援といたしましては、町の施設8か所に義援金箱を設置するとともに、区長会や各種団体などを通じた募金活動を行っており、8月25日現在、約1億1,640万円を小山町社会福祉協議会で扱っております。

次に、被災者支援としての避難受け入れの対応及び現在における実績についてであります。小山町に避難を希望した福島県からの被災者4世帯11名を4月から順次町営住宅、県営住宅及び

借り上げ住宅などで受け入れ、支援を行っております。なお、これらの方々には、災害救助法が適用されるため、福島県災害対策本部の業務として当町が協力をしており、具体的には日本赤十字社への支援物資の申請手続、生活必需品の貸与や水道料金及び幼稚園授業料の減免を行うとともに、福島県からの各種資料の配付や地方新聞の閲覧など、窓口業務の一部も支援しております。

次に、福島原発事故における放射能測定結果と、今後の予定についてであります。議員御承知のとおり、小山町では7月11日から15日の間に、町内の学校、幼稚園、保育所などの公共施設において、空気中の放射線のガンマ線を測定いたしました。その結果につきましては、幸いにも健康への影響を心配する必要が全くないレベルでありました。

その後につきましては、静岡県が毎月2回公表しております静岡県内の環境放射線測定結果を継続して確認しております。特に県内12か所の測定場所の一つに御殿場市が含まれておりますので、この測定値を参考としており、この測定場所で基準値を超える値が出た場合には、町内各所の放射線測定を行うことと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、22年台風9号災害関係についてのうち、被災を教訓とした防災計画の見直しについてであります。

小山町の地域防災計画の現状ですが、平成21年7月に5年ぶりの大幅な見直しを行い、発刊したのが最新版となっております。また、規則上では、毎年見直しを行うことになっており、平成22年9月の台風9号の豪雨災害の教訓も踏まえた見直し、修正について、平成23年3月18日に小山町防災会議を開催する予定でしたが、3月11日の東日本大震災の発生で延期となり、その後、県から東日本大震災の教訓を含めて検討する旨の助言があり、現在、見直し、修正の作業中でございます。さらに、台風9号災害関係を教訓に、小山町水防計画の見直し、修正についても、3月18日の防災会議に引き続き水防会議を行う予定であったと報告を受けております。

いずれにいたしましても、今般の豪雨災害や大規模地震災害には多くの教訓がありますので、これらを踏まえた各種計画の見直し、修正を早急に行い、年度内には各種会議に諮問し、答申を受けて、県との協議の後、皆様に公表するように考えております。また、町の総合的な防災対策については、県の防災関係者、各関係機関の防災の専門家、学識経験者、地域住民の代表等を含めた委員会を組織し、長期的、かつ町の実情に即した災害対策や防災アクションプログラムなどもあわせて検討することが重要であると考えております。以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。

○6番（渡辺悦郎君） 先ほどの放射能測定についてでございます。最近、放射能測定器を個人で購入し、測定している町民もおります。しかし、その測定器は校正試験や比較試験を受けたものでなく、実施していない機材で、そのため、誤差が大きく、報道等でも先週ぐらいから、ちょっと問題になってきているような状況でございます。

そこで、当局におかれましては、その測定機材、これの精度、これを測定器を所有している町民に周知するためにも、校正試験または比較試験等を必要なだと、このことを広報していただ

きたい。

このように考えると同時に、できれば御殿場の方で検討して測定しているわけですが、期に1回、3か月に1回ぐらいでも結構です、町の方で実施していただきたい。このように考えます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

町の考えは、先ほど申したとおりであります。以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、11番 込山恒広君。

○11番（込山恒広君） 私は小山町の企業誘致と優遇策についてということで聞かせていただきます。

円高が続く中で、日本の企業、とりわけ製造業は、生き残りをかけて海外へその活動拠点を移し、国内産業の空洞化が目立つようになってきました。小山町においても例外ではなく、大手企業の生産規模の縮小等により、その下請企業への影響や地域の雇用への影響が危惧される場所があります。

第4次総合計画では、富士山ろくビジネスマッチング促進事業と小山町地域産業立地支援事業の2つの主要事業計画があります。また、町長のマニフェストにも、私がセールスマンになって、企業といいますが、企業誘致を進めますとあります。しかしながら、富士山ろくビジネスマッチングの事業は東部地区同様の内容であり、小山町独自としての特徴がありません。

そこで、魅力的な地域産業立地支援事業として、小山町独自の戦略的な優遇策による企業誘致、新規起業、あわせて既存企業への産業活性化について、町長のお考えを伺います。

1つとして、企業誘致、新規起業に対する小山町独自の優遇策

2といたしまして、既存企業の活性化施策

よろしく願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えいたします。

はじめに、小山町の企業誘致とその優遇策についてのうち、企業誘致、新規起業に対する小山町独自優遇策についてであります。マニフェストに掲げたとおり、私は町長に就任以来、町内企業の本社を訪問し、企業の要望や考え方を直接伺い、また町の考え方をお伝えしてまいりました。これは、私自身が小山町の先頭に立ち、各企業とのかけ橋となることで、新たな企業誘致や既存企業の増産体制の確保につなげたいという思いからであり、ここで得られた情報をもとに、今後も精力的に企業誘致を推進してまいります。

現在、町では総合計画に基づく実施計画の取りまとめを行っている中で、小山町地域産業立地促進事業の具体的内容を盛り込みたいと考えております。主な内容は、町内に1,000平方メートル以上の用地を取得した企業に対し、用地取得費の一部を補助するもので、この用地取得に加え、

ある一定数以上の新規雇用者に対しても補助するつもりであります。この優遇制度の創設により、企業の進出を促し、ひいては雇用の拡大や産業の活性化を図りたいと考えております。

次に、既存企業の活性化施策についてであります。現在、静岡県ではファルマバレープロジェクトのもとに、静岡がんセンターを中心として、世界レベルの研究開発を進め、医療・健康関連産業の振興・集積を図る取り組みをしております。町でもこうした事業に興味を持つ企業に積極的に情報を発信して、新分野への参入を促進し、事業の多様化による活性化を図れるよう取り組んでおります。

また、町内企業・研修所等により構成する小山町企業懇話会では、小山町商工会との連携のもと、企業交流会を開催し、企業と地元の中小事業者とのビジネスマッチングの場を設けております。平成22年度に意見交換の場としてスタートしたこの交流会も、事業所のプレゼンテーションや加工品の展示説明等により、新たな取引が成立するなど、わずかながらも着実な成果が出てきているところであります。

さらに、今年度の新たな事業として、小山情報ステーションを立ち上げました。これは、商工業者の業務内容や実績、得意とする分野や技術などの情報を集積し、立地企業や町民に広く周知を図ることで、町内での企業間取引を促し、経済循環の活性化を目的としております。

現在、商工会を通じ、登録業者を募集しているところであり、今後はこれらの情報をもとに、担当者による企業への訪問を積極的に展開するとともに、企業側の課題や要望を早期に収集し、行政のノウハウを生かした解決法を探りながら、さらなる活性化を図れるよう、取り組んでまいります。以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○11番（込山恒広君） 今、町長からも伺いましたが、ちょっとまだ再質問させていただきます。

富士紡績工場で栄えた小山町です。優良企業の進出がなくては、小山町はないと。どこよりもわかっているはずの小山町でございます。県下の平成23年度各市町の優遇制度総括表によりますと、未整備市町として伊東市、小山町、吉田町が上がっております。最近、富士市では工業団地の経営指導も支援施設と連携し、販路拡大や新事業に取り組んでおると報道されております。また、都市活力再生本部も立ち上げたと聞きました。

町長は、今後、小山町の特色ある思い切った優遇、活性化施策の具体的計画について、もう一度伺います。特に富士小山工業団地について見解をお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中で、るる御説明しましたとおり、私も東京に赴き、小山町に本社のある会社等の幹部といろいろお話をしております。この中で、なかなか今の経済状況の中、小山町に対して企業等の、そして新たな出資もなかなか難しいやに受け取ってきておりますし、何とか小山町から撤退をしないように、その辺を含めて、いろいろお願いをしてきたところでございます。



この実情、棚頭工専の企業等でございますが、そんなわけでいろいろこれからもできることは、新規事業については優遇策も設けて積極的に企業誘致に対して取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真田 勝君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月21日水曜日 午前10時開議

議案第39号から認定第9号までの議案18件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日は、これにて散会します。

午後1時49分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	真	田	勝
署	名	議	員	米	山	千
署	名	議	員	湯	山	鉄
				夫		